

仕 様 書

品名 及び 件名	事業系一般廃棄物保管用コンテナ臨時設置役務	仕様書番号	総 - 2
		作成年月日	平成31年 2月 8日
		物品管理区分	その他
		作成部隊	新発田駐屯地業務隊 総務科

1 適用範囲

この仕様書は、新発田駐屯地が排出する事業系一般廃棄物（可燃ごみ・空き缶類）の保管用コンテナを臨時に設置する役務に適用する。

2 役務の概要

新発田駐屯地が排出する事業系一般産業廃棄物（可燃物及び空き缶類）の保管容器を指定する駐屯地廃棄物集積場所に設置し、使用後は撤去する。

3 コンテナ設置に関する基準

請負業者は、4項に示す廃棄物の保管に必要な容積を有するコンテナの設置及び6項に示す事項を遵守すること。

4 コンテナ設置期間中の保管廃棄物の種類、排出予定数量及び収集予定回数

事業系一般廃棄物の種類	排出予定数量	収集予定回数
可燃ごみ	約 3 m ³ /日	4回
空き缶類	約 1.5 m ³	1回

5 設置場所 1

陸上自衛隊新発田駐屯地 事業ごみ集積場

6 設置等日時

- (1) 設置完了：3月4日（月）0900
- (2) 撤去：3月8日（金）0900～1200の間

7 その他

- (1) 設置するコンテナは、側面のいずれか一ヶ所以上が人力で容易に開閉可能な構造とすること。
- (2) 危険負担（コンテナ運搬の事故等）については、請負者の責任とすること。
- (3) コンテナの設置及び運搬に係る作業に必要な器材器具等は、請負者の負担とすること。
- (4) 撤去作業終了時に設置場所を設置前の状態に復旧すること。
- (5) 作業にあたり、官側の施設及び工作物等を破損した場合は、現状復帰すること。
- (6) 作業にあたり、不明な点は官側と調整し、必要な指示をうけること。